

## 第59号議案 学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

【学校教育職員】

### 1 改正の背景

令和6年12月20日付で「国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和6年財務省令第70号）」が公布され（令和7年4月1日施行）、旅費の支給に係る附属の島について規定されている条番号に条ずれが生じたことから規定整備を行う。

### 2 改正の概要

改正前：「(中略) 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第1条に規定する附属の島（中略）」

改正後：「(中略) 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第2条に規定する附属の島（中略）」

### 3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第59号議案

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の旅費に関する条例（平成21年品川区条例第30号）の一部  
を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第1条」を「第2条」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説明）国家公務員等の旅費支給規程の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p style="text-align: right;">平成21年3月31日条例第30号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国および九州ならびに国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）<u>第2条</u>に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>（第2号から第5号省略）</p> <p>（第2項および第3項省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> | <p style="text-align: right;">平成21年3月31日条例第30号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国および九州ならびに国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）<u>第1条</u>に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>（第2号から第5号省略）</p> <p>（第2項および第3項省略）</p> |